

議案第 37 号

四條畷市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市都市公園条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年1月21日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

提案理由

本年3月に信貴生駒スカイラインの通行料金形態の変更に伴い、四條畷市総合公園駐車場を使用した者が納付する使用料の変更が必要となることから四條畷市都市公園条例の一部の改正を図りたく本案を提案した。

四條畷市都市公園条例の一部を改正する条例

四條畷市都市公園条例（昭和 6 1 年条例第 1 5 号）の一部を次のとおり改正する。

別表第 3 四條畷市総合公園の欄中、

駐車場	大型車	マイクロバス 以外のもの	1 回	2, 0 0 0 円	を
		マイクロバス		1, 5 0 0 円	
	その他のもの			1 時間以内の場合は 4 0 0 円、 1 時間を超え 6 時間以内の場合は 4 0 0 円に 1 時間を超える部分 1 時間まで ごとに 1 0 0 円を加算した額、6 時間 を超え 1 3 時間以内の場合は 1, 0 0 0 円	

駐車場	大型車	マイクロバス 以外のもの	1 回	2, 2 0 0 円	に改める。
		マイクロバス		1, 1 0 0 円	
	その他のもの			1 5 分まで無料、1 5 分を超え 2 時間 まで 2 0 0 円、2 時間を超えた場合は 2 時間を超えた時間 1 時間までごとに 2 0 0 円に 1 0 0 円を加算した額、9 時間を超え 1 3 時間まで 1, 0 0 0 円	

附 則

この条例は令和 7 年 3 月 1 日から施行する。